

人権だより

市川市立第三中学校
令和6年11月14日発行
第7号

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

守ろう「私たちの人権」

人権とは、誰もが差別されることなく、心豊かに幸せに暮らしていく権利のことで、すべての人に平等に保障されているものです。この世に「命」という平等なものを授かった瞬間から、大切に守られなければなりません。この権利は、私たちの日常生活の中にたくさんあります。この機会に人権について、考えてみましょう。

お母さんばかり家事をしていませんか？



子育ても介護も、みんなで分担しましょう。

いじめも、見ぬふりもダメです



みんな仲良く、友達を大切にしましょう。

子どもや高齢者に手をあげていませんか？



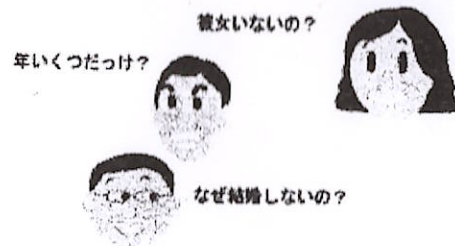
虐待(育児放棄)です。しつけと体罰は違います。

障がいのある人に配慮していますか？



違いを認めお互いに助け合いましょう。

セクハラ(性的嫌がらせ)はありませんか？



相手が不快に思うことはやめましょう。

人権チェック…次の行為は、人権侵害

- ① 集団で他人の方を見ながら、指さしやにやにやしたり、笑ったりしていませんか。
- ② 人の秘密を他人に話したり、人の身体的特徴をあだ名にしていますか。
- ③ うそのうわさを流したり「きもい」「うざい」という言葉を発していませんか。
- ④ 他人の嫌がることや他人の話で盛り上がることをしていませんか。
- ⑤ 他人にちょっかいを出す。いじる。物を隠す。人の物を勝手に使うことはしていませんか。
- ⑥ 背の高さや肌の色、男女差別など、身体的性的ないやがらせはしていませんか。
- ⑦ 大勢の前で大声を出して暴れたり、近くの人が不快に思うことはしていませんか。
- ⑧ 集団で特定の人を無視したり、力の強い人のいいなりになって行動していませんか。
- ⑨ 授業中など、他人に迷惑になる行動。自分の仕事を他人に押しつけていませんか。
- ⑩ LINEなど、SNSに勝手に友達の写真や悪口を書き込んでいませんか。

あいさつは心を添えて

「おはよう」「こんにちは」「さようなら」「お先に失礼します」…私たちは、時と場合に応じたさまざまな挨拶を交わすことで、人間関係を整えています。私たちは日ごろ、一つ一つの挨拶にどのような「心」を乗せて相手に届けているのでしょうか。挨拶はコミュニケーションの第一歩。家庭でも学校でも、温かな人間関係を築くためには挨拶が不可欠です。しかし、日々の生活の中では、つい、その大切さを見逃してしまいがちではないでしょうか。

挨拶は、相手を思いやることの大切さ、「人権擁護」につながります。

18日、市川市人権講演会を開催

市川市の人権擁護委員と千葉法務局市川支局が主催する人権講演会を計画しています。講演会のテーマは「人権って何だろう？自分の尊重と他者の尊重」です。

2学期も残すところあと1か月余り。これまで桜歌祭ど、多くの行事などに友人と切磋琢磨しながら参加してきました。その中で「人権について」考えたことはあったでしょうか？

クラスの中で意見が合わなかったり、熱中するあまり周りを傷つける言動があったり、何気なく相手を傷つけてしまうことはありませんでしたか？

人権講演会では、学校生活におけるこれらの人権擁護と生活のポイントを確認します。改めて「人権について」考えてみましょう。

【子どもの人権110番】 電話0120-007-110
月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

【女性の人権ホットライン】 電話0570-070-810
月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

